

※この用紙は、保護者の方が記入し、学校に提出してください。

※出席停止を指示された感染症は、欠席日数には入りませんので、医師の指示に従って、
ゆっくり休養してください。

令和 年 月 日

浦安小学校長様

児童名 年 組

保護者名

学校感染症治癒報告書

医療機関にて感染の恐れがあるため、出席停止を指示されていましたが、医師により
治癒の診断と登校の許可がおりましたので、下記の通り報告いたします。

記

1. 疾 患 名 _____

2. 診断した病院名 _____

3. 初 診 日 _____ 月 日 ()

4. 登校許可日 _____ 月 日 ()

学校感染症及び出席停止について

1. 出席停止について

学校保健安全法の定めるところにより、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある時は出席停止となります。

2. 「学校において予防すべき感染症（学校感染症）」について

学校感染症は学校保健安全法施行規則によって以下の通りに定められています。これらの感染症にかかった場合は、学校保健安全法の定めるところにより、出席停止となります。

感染症の種類		出席停止期間	証明書類
第一種 感染症	●エボラ出血熱 ●クリミア・コンゴ出血熱 ●痘そう ●南米出血熱 ●ペスト ●マールブルグ病 ●ラッサ熱 ●急性灰白髄炎 ●ジフテリア ●重症急性呼吸器症候群 ●中東呼吸器症候群 ●特定鳥インフルエンザ ●新型コロナウイルス感染症	治癒するまで	医師に「治癒証明書」を書いてもらう。 (用紙は病院にあるものに記入してもらう。)
	発生はまれであるが発症すれば重篤な感染症		
第二種 感染症	① 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	医師に「治癒証明書」を書いてもらう。 (用紙は病院にあるものに記入してもらう。)
	② 麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	③ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	④ 風疹（三日はしか）	発しんが消失するまで	
	⑤ 水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで	
	⑥ 咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	⑦ 結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	保護者の方が「学校感染症治癒報告書」を記入する。
	⑧ 髄膜炎菌性髄膜炎		
	⑨ インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	
第三種 感染症	⑩ ●コレラ ●細菌性赤痢 ●腸管出血性大腸菌感染症 ●腸チフス ●パラチフス ●流行性角結膜炎 ●急性出血性結膜炎 ●（その他の感染症） その他の感染症 ●溶連菌感染症 ●ウイルス性肝炎 ●手足口病 ●伝染性紅斑 ●ヘルパンギーナ ●マイコプラズマ感染症 ●感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	出席停止となったら、保護者の方が「学校感染症治癒報告書」を記入する。